

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 9 月 16 日現在

機関番号：10104

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730033

研究課題名(和文) 国際義務の迂回への法的対応の研究：WTO協定中の迂回防止規定の機能に着目して

研究課題名(英文) Addressing the Risk of "Circumvention" of International Law: Lessons from Anti-Circumvention Provisions in the WTO Agreement

研究代表者

小林 友彦 (Kobayashi, Tomohiko)

小樽商科大学・商学部・准教授

研究者番号：20378508

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)： 国際法の実効性確保に関わる第三世代の問題として「迂回」を捉え、その包括的な把握を試みた。具体的には、WTO協定中に置かれた明示的または黙示的な迂回防止規定である農業協定10条の他、同協定4.2条、ガット20条、繊維協定5条等の関連規定の機能について、「迂回防止」という機能的な共通性を軸にして統合的に整理するための課題を明らかにした。基本的には、条約規律全体の実効性の観点から「迂回」を抑制する機能を確保するという要請がある一方で、過剰規制とならないようにするためのバランスの取り方が鍵となることを示した。

研究成果の概要(英文)： "Circumvention" is a growing challenge to the effectiveness of international law as the incentive to circumvent laws grows as the "legalization" of international society continues. this project proposes that there is a need for a comprehensive approach consisting of amendment, coherent interpretation, use of general principles, and functional reallocation for the WTO Agreement to address circumvention more effectively.

In fact, the priority in improving and clarifying anti-circumvention disciplines is to strike multidimensional balances between legitimate interests, including those between sovereign liberty and the effectiveness of international agreements, and those between the predictability of obligations and the effectiveness thereof.

研究分野：国際法・国際経済法・新領域法学

キーワード：迂回防止 信義則違反・権利濫用 農業輸出補助金 アンチダンピング WTO協定 国際法の遵守確保
国際法と国内法 租税回避

1. 研究開始当初の背景

国際法学において、実体的規範の内容が不十分・不明確である場合にそれを強化・明確化しようとする試みは長年なされてきた。また、当該規範の違反や不遵守が生じた場合に是正や遵守状態の回復を促すための手続・制度を拡充しようとする試みも近年なされており、すでに多大な研究の蓄積がある。

しかしながら、仮にこれらの試みが成功したとしても、その次に問題になるのが「迂回」の脅威である。たとえば、ある措置を国際法上規制しようとしたとき、このとき、当該実体規範の対象外となるように国家が自らの措置を操作しつつ、実質的には所期の効果を達成することが可能であれば、いくら実体規定を強化しても、手続規定を強化しても、それらを適用することができないのであるから、実効的な規律は望めないこととなる。

では、そのような措置まで規律対象に含めればよいかという、そうしてもさらにその拡大された規律の対象外になるように操作することがなされれば、いわゆる「いたちごっこ」が続くことは避けられない。

このような、いわば第三世代の問題としての「迂回」については、研究がまだ発展途上であることは否めない。従来は、実体規定の対象範囲や規律内容に関する解釈の幅を確定する作業であるとか、信義則や権利濫用等の一般原則の機能を検討する作業の一部として散発的に取り扱われるに留まり、包括的な分析は確立していない。

ほぼ唯一の先行研究といえるのが Hagen Rooke 弁護士 の著書 *L'autoprotection et le droit de l'OMC* (2011) であるものの、これもいまだ十分に包括的な分析だとはいえない。本書の短所としては、まず、農業協定 10 条のような明示的な「迂回防止」規定がそれ以外の実質的・黙示的な規定と比べてどのような独自の意義を有するのかについて不明確である。また、私人がアンチダンピング措置を「迂回」しようとするのをアンチダンピング措置の発動国が規制しようとする「迂回防止措置」と、国家が自国の負う国際義務を「迂回」しようすることを防止するための国際法上の規律である「迂回防止」規定との間の規範的な関係についても、十分に意識されているとはいえない。

2. 研究の目的

本研究は、国際義務の違反には形式上あたらないとしても、実質的にその目的を損なうような行為を「迂回」(WTO 協定の公定訳としては「回避」)という概念

でもって把握しようとする。この意味における「迂回」行為を国際規範の実効性に対する新たな次元の挑戦として捉えて、それに対していかなる法的対応が可能であるのかについて検討するのが、その目的である。

具体的には、WTO 協定中の「迂回防止」規定に注目して、その規範的性質と機能を実証的に分析しようとする。そして、「迂回」が「違反」や「不遵守」とどのように異なるのかであるとか、権利濫用や信義則問題や義務の対象範囲の解釈の問題に収斂させることができるのか等について検討する。

こうした検討を通じて、「迂回」の提起する課題および「迂回防止」のための規律の法的な位置づけを明らかにしようとする。

3. 研究の方法

まず、国際法の「迂回」に関わる問題について、すでに隣接分野において国際法の履行確保や不遵守手続に関する検討の中でなされてきた理論枠組みとの関係でどのように位置づけるかについて、予備的に検討した。具体的には、「信義則」や「権利濫用」といった一般概念でもって統一的に理論構成することができるかどうか検討した。

その上で、主として世界貿易機関(WTO)協定の中に「迂回防止」のための明示的規定があることに注目した。「立憲化」したと表現されることさえある強固で確立した条約体制である WTO において、次世代の脅威である「迂回」に対抗するための明文規定がどのように機能しているのかを検討することが、他の分野においても参考となると考えたためである。

具体的には、義務の「違反」と「迂回」がどのように異なるのか、「迂回防止」規定に「違反」するとどうなるのか、「迂回防止」規定をさらに迂回することは可能か、等の論点について検討した。また、明示的ではなくとも黙示的に「迂回」防止の機能を果たしている規定にも目配りし、それらの性質と機能について、条文の解析とこれまでの紛争処理事案の分析を行った。

なお、本研究の対象は、「迂回」される恐れのある条約に焦点を当ててその中の規定の分析に重点を置いたものの、「迂回」行為がどのような態様で行われるかは、その条約に拘束されるそれぞれの加盟国の国内法体制に大きな影響を受ける。それゆえ、日本や欧米諸国のみに限らず、中国、南アフリカのような新興国における国内法体制の特徴についても目配りしつつ分析を進めた。

さらに、国際法の枠外ではあるが通商

法の隣接分野である租税法における「租税回避」概念や競争法上の関連概念との間の異同についても、比較法的な見地から検討を加えた。

4. 研究成果

WTO 協定の一部である農業協定 10 条の他、同協定 3 条、4.2 条、8 条、ガット 20 条、繊維協定 5 条、政府調達協定 2 条、9 条、13 条等の関連規定の機能について、「迂回防止」という機能的な共通性を軸にして統合的に理論構成する可能性を示しつつ、今後さらに研究を進めるにあたっての課題を明らかにした。

また、WTO 以外の文脈でも、投資協定の解釈適用等にあたって国際規範の「迂回」の問題とそれに対する「迂回防止」の取組みとの間に共通点が見出されることを示した。

いずれの規定の解釈にあたっても、条約義務を各国の国内法体系の下で適切に国内実施されるよう確保することが前提となる。その上で、WTO 紛争処理パネル・上級委員会での紛争処理手続や投資仲裁手続等を通して条約規定の解釈を行う際にどのような行為が「迂回」に該当するのか、逆にどのような行為は国家の裁量の範囲内だとして許容されるのかを判断する手続の重要性が高まっていることを浮かび上がらせた。

いずれにせよ、「迂回」問題をめぐっては、条約規律全体の実効性の観点から、条約義務の「迂回」を抑止する機能を確保するという要請がある一方で、過剰規制とならないようにするためのバランスをとることが国際規範の実効性を確保するための鍵となるということを示した。そして、このようなバランスをどのようにとるかは分野依存的・文脈依存的であるものの、明確性と予測可能性を確保するという観点から、場当たりの・たこつぼ化した分析にとどまるべきではなく、分野横断的な理論枠組みの構築を必要とすることも指摘した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 6 件)

1. Tomohiko Kobayashi (2014a) “Revisiting the Role of Anti-Circumvention Provisions under the WTO Agreement: Lessons for East Asia,” *The Korean Journal of International and Comparative Law*, 2(2): 139-163.

DOI: 10.1163/22134484-12340037

査読あり

2. 小林友彦 (2014b) 「世界貿易機関(WTO)と国際法の「立憲化」—紛争処理手続への加盟国コントロールの問題を中

心に」*世界法年報* 33 号, 123-148.

査読あり

3. 小林友彦 (2014c) 「規制の迂回可能性と正当化可能性の関係についての覚書 - オーストラリアのたばこプレーン・パッケージ規制をめぐる WTO 紛争を題材に -」*商学討究*, 64 巻 4 号, 289-311.

査読なし

4. 小林友彦 (2013a) 「WTO の国内実施の意味するもの」*論究ジュリスト* 7 号, 107-113.

査読なし

5. 小林友彦 (2013b) 「条約の国内実施をめぐる現代的課題-日本と中国における WTO 協定履行体制を素材とした覚書-」*新世代法政策学研究* 20 号, 351-374.

DOI: 新世代法政策学研究 = Hokkaido Journal of New Global Law and Policy. 20, 2013, 351-374

Source: <http://hdl.handle.net/2115/52499>

査読なし

6. 小林友彦 (2012) 「南アフリカの競争政策の動向について」*公正取引* 741 号, 24-29.

査読なし

〔学会発表〕(計 6 件)

1. Tomohiko Kobayashi (2014a) “Comment: Changes in cycles and risks of circumvention,” paper presented at the Symposium on International Trade Law and Policy: Relating to Natural Resources Relating to Natural Resources, Energy and Environment, Energy and Environment—Perspectives on Sustainable Development, 2015 年 3 月 2 日, 東海大学校友会館(東京).

2. Tomohiko Kobayashi (2014b) “‘Double counting’ in AD and CVD investigations,” 2014 International Conference on Trade Remedy System of the International Society of Fair Trade (ISFT), November 21, 2014, Korea University, Seoul, South Korea.

3. Tomohiko Kobayashi (2014c) “Catch Me If You Can: A Case for Coherent Anti-Circumvention Framework in the WTO Agreement,” paper presented at the Midyear Meeting and Research Forum 2014 of the American Society of International Law, November 7, 2014, Northwestern University Law School, Chicago, USA.

4. Tomohiko Kobayashi (2014d) “Revisiting the Role of Anti-Circumvention Provisions Under the WTO Agreement: Lessons for Further Economic Integration in East Asia,” paper presented at the annual conference of the Asian WTO Research Network, June 15, 2014, National Taiwan University, Chinese Taipei.

5. 小林友彦 (2013) 世界貿易機関

(WTO)と国際法の「立憲化」-紛争処理
手続の政治的コントロールの問題を中心
に-, 世界法学会・2013 年度研究大会,
2013 年 5 月 18 日, 帝京大学(東京).

〔図書〕(計 2 件)

いずれも分担執筆

1. 小林友彦 (2014) 「WTO 紛争処理制度
におけるパネル審理段階の紛争処理機
能」浅田正彦・加藤信行・酒井啓亘(編)
『国際裁判と現代国際法の展開』(三省堂,
2014), 167-190.
2. 小林友彦 (2012) 「WTO 農業協定にお
ける輸出補助金規律の迂回防止規定の位
置づけ: 輸出国家貿易を一つの素材と
した序論的検討」穴沢眞・江頭進(編)
『グローバルイズムと地域経済』(日本評論
社, 2012), 109-139.

〔産業財産権〕該当せず

○出願状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

○取得状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等
小樽商科大学学術成果コレクション
Barrel:
<http://barrel.ih.otaru-uc.ac.jp/researcher?action=viewResearcherPage&researcherId=25>

6. 研究組織

(1)研究代表者

小林 友彦 (Tomohiko
KOBAYASHI)

小樽商科大学・商学部・准教授

研究者番号: 20378508

(2)研究分担者 該当せず

()

研究者番号:

(3)連携研究者 該当せず
()

研究者番号: